

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設災害復旧対策

指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

1 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。

イ 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。

ウ 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。

エ 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

オ 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。

カ 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

キ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

ク 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(2) 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

ア 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未

然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

(1) 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

(2) 市の活動

ア 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

3 災害査定促進

災害が発生した場合には、市及び県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

4 海上災害復旧・復興対策

県及び市は、被災地の復旧・復興に当たり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講ずる。

(1) 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 復興計画の作成

本部長（市長）は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする新居浜市災害復興本部を設置する。

また、企画部長を長とする事務局を企画部内におく。

(1) 計画の策定

市長は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、新居浜市長期総合計画及び国土強靱化計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

(6) 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

2 防災まちづくりを目指した復興

(1) 必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを取得するように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難所としての活用、臨時ヘリポ

ートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

- (5) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

3 復興財源の確保

- (1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。
- (2) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。
- (3) 市の活動
 - ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

 - (ア) 復旧・復興事業
 - (イ) その他
 - イ 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
 - ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。
- (4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等に伴い、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

 - ア 地方債の発行

市は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

4 事業推進の留意事項

- (1) 被災地の復興については、市が主体となって、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。
- (2) 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害においては、関係する市町等と連携をとり、計画的な復興に努める。
- (3) 事業を進めるに当たり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行う。

第3節 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

1 日本郵便株式会社四国支社の活動

- (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- (2) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり実施する。

ア 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

- (3) 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の配分に関すること。
- (4) 簡易保険福祉施設に対する災害救護活動の要請
- (5) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融資

2 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融公庫の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

3 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

- (1) 中小企業の被災状況の把握
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- (2) 事業の場の確保
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- (3) 支援制度・施策の周知
中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
- (2) 支援制度・施策の周知
農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

第4節 被災者等に対する支援

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、市は関係機関と協力し、次のとおり被災者措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 要配慮者の支援

(1) 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが他の被災者より困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

(2) 市の活動

ア 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 社会福祉施設の被災状況

イ 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、要配慮者に関わる施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

市は、西条保健所と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

エ 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

(1) 義援物資の受入れ及び配分

市は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

ア 物資受入れの基本方針

(ア) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

(イ) 腐敗・変質するおそれのある物資は、受付ないものとする。

(ウ) 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受付ないものとする。

イ 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

(ア) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一か所に大量に集約することが効率的である。

多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な發揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

(イ) 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

ウ 受入体制の広報

市は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

(ア) 必要としている物資とその数量

(イ) 義援物資の受付窓口

(ウ) 義援物資の送付先及び送付方法

- (エ) 個人からは、原則義援金として受付けること。
- (オ) 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

エ 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、市は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

(2) 義援金の募集

市への義援金を受付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

(3) 義援金の配分

市は、統一的に義援金を配分するために、配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

(4) 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

- ア 配分金額
- イ 配分対象者
- ウ 配分方法
- エ 配分状況の公表
- オ その他義援金配分に関すること。

3 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月1日条例第36号）に基づき支給する。

4 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

(2) 市の活動

ア 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (ア) 死亡者数
- (イ) 負傷者数
- (ウ) 全壊・半壊住宅数 等

イ 罹災証明の発行

(ア) 発行の手続

調査班は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明」発行申請に対して、この「罹災台帳」により確認のうえ発行する。

また、「罹災台帳」により確認できない場合でも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明」を発行する。

なお、「罹災証明」の手数料については、無料とする。

資料編	・様式 I	罹災台帳	P812
	・様式 I	罹災証明書交付申請書	P814

(イ) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

- a 住家
 - (a) 全壊
 - (b) 大規模半壊
 - (c) 中規模半壊
 - (d) 半壊
 - (e) 準半壊
 - (f) 準半壊に至らない (一部損壊)

ウ 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

エ 災害援護資金の貸付け等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金その他の融資等について、県、社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、適切な資金の融通を行う。

- (ア) 生活福祉資金
- (イ) 母子福祉資金
- (ウ) 父子福祉資金
- (エ) 寡婦福祉資金
- (オ) 災害援護資金

オ 被災者生活再建支援制度の活用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合は、支援金が支給されるので、積極的に活用する。

(ア) 対象となる災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（本編第3章第14節「災害救助法の適用」参照）が発生した市町村
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- d a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- f a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町村（人口5万人未満に限る）

(イ) 支給対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

資料編 ・被災者生活再建支援制度の概要 P849

カ 被災者の税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担の軽減を図る。

また、必要に応じ国民健康保険制度等における医療負担及び保険料等の減免等を図る。

(3) 社会福祉協議会の活動

生活福祉資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

5 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、次の措置を講ずる。

(1) 恒久住宅対策

ア 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

イ 市の活動

(ア) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(イ) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

(ウ) 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

(エ) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(2) 雇用対策

ア 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

イ 市の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。

(3) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講ずる。

ア 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

イ 被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、福祉事務所は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

6 生活再建支援策等の広報

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 市の活動

ア 生活再建支援策の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、災害関連情報や次の事項を広報・PRする。

(ア) 義援金の募集等

(イ) 各種相談窓口の案内

- (ウ) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (エ) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (オ) 被災者生活再建支援金に関する情報
- (カ) ボランティアに関する情報
- (キ) 雇用に関する情報
- (ク) 融資・助成情報
- (ケ) その他生活情報等

イ 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受付ける窓口を設置する。外国人に対しては、県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

ウ 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

また、県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、市独自のイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。